

文書番号	特養. 共 05	社会福祉法人 聖徳園	頁		1/12	
発行日	2024. 04. 01	指定介護老人福祉施設運営規程	承認	理事長	起案	松本
版	7					

第 1 章 総 則

（目的及び基本方針）

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人 聖徳園 が設置運営する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、可能な限り在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した、市町村、保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努める。

（施設の名称等）

- 第 2 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名 称 特別養護老人ホームあしや聖徳園
- （2）所在地 兵庫県芦屋市六麓荘町 3-5 7

（入所定員）

- 第 3 条 施設の入所定員は、 5 0 名とする。

第 2 章 職員及び職務分掌

（職員の区分及び定数）

- 第 4 条 施設に、次の職員を置く。
- （1）施設長（管理者） 1 名
- （2）事務員 2 名以上
- （3）生活相談員 2 名以上
- （4）介護職員 2 0 名以上（常勤換算）
- （5）看護職員 2 名以上
- （6）機能訓練指導員 1 名以上
- （7）介護支援専門員 1 名以上
- （8）医 師 4 名
- （9）管理栄養士 1 名以上
- （1 0）調理員 4 名以上(委託)
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務の内容)

第5条 職員の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を総括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする
 - (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
 - (3) 生活相談員
入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務に従事する
 - (4) 介護職員
入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
 - (5) 看護職員
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
 - (6) 機能訓練指導員
入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導業務に従事する。
 - (7) 介護支援専門員
入所者のケアプランを作成する業務に従事する
 - (8) 医師
入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導業務に従事する
 - (9) 管理栄養士
給食管理、入所者の栄養指導業務に従事する
 - (10) 調理員(委託)
栄養士の指示を受けて、調理業務に従事する。
- 2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議 (2) 処遇会議 (3) 給食会議
- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(研修による計画的な人材育成)

第7条 事業者は、適切な施設サービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第8条 事業者は、その提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第9条 施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第3章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第10条 施設は、施設サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険給付額を差し引いた額とする。 又、入所者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は、告示上の額と同額の利用料とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。

3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。

(1) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活等においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする

(3) その他の費用については別紙料金表に定める

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第11条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し、自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅に

において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 1 2 条 入所者が施設のサービスを受ける際には、入所者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 1 3 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第 1 4 条 施設は、施設サービスの提供をもとめられた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第 1 5 条 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるように、必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第 1 6 条 施設は、入所に際しては、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 1 7 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供

証明書を入所者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第18条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入所者が現に抱えてる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入所者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(施設の取扱方針)

第19条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し援助を行う上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。
- 4 施設は、サービスの提供にあたっては、当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第20条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを、適切に随時取り替える。
- 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第21条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分から
- (2) 昼食 11時30分から
- (3) 夕食 17時30分から

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努める。

（相談・援助）

第22条 施設は、常に入所者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜提供等）

第23条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

（機能訓練）

第24条 施設は、入所者に対し、介護計画に基づいて、その心身の状態等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第25条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者については、この限りではない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院等を定める。

（栄養管理）

第26条 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

- 2 多職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画を作成する。
- 3 栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態を定期的に記録する。

- 4 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価、必要に応じた計画の見直しを行う。

(口腔衛生の管理)

第27条 施設は、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

- 2 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を受ける。
- 3 技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。
- 4 必要に応じて定期的な計画の見直しを行う。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第28条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(入所者に関する保険者への通知)

第29条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた等と認められるとき
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(勤務体制の確保等)

第30条 施設は、入所者に適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の援助に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第31条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が施設の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - (4) (1) から (3) までの措置を適切に実施するための担当者（安全対策担当者）を設置すること
- 2 施設は入所者に対する施設サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
 - 4 施設は、入所者に対する施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人格の尊重)

第33条 施設は、当該事業入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスを提供しなければならない。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続等)

- 第34条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第35条 施設は、非常災害に備えて、定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行う。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- 3 施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
- 4 消防法に準拠して、防災計画を別に定める。

（業務継続計画の策定等）

- 第36条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他運営に関する事項

（定員の厳守）

- 第37条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第38条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（衛生管理等）

- 第39条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - （4）前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる

際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（重要事項の揭示）

第40条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（個人情報の保護と秘密保持）

第41条 施設は、入所者又は家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た入所者又は家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、予め書面により同意を得るものとする。
- 3 職員は、業務上知り得た入所者又は家族等の秘密を保持する。職員であった者は、退職後においても、秘密を保持する義務を負う。

（虐待防止に関する事項）

第42条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（協力医療機関等）

第43条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- （1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- （2）施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- （3）入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定を行った自治体に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

- 第44条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

- 第45条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
 - 4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
 - 5 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
 - 6 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（地域等との連携）

- 第46条 施設は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

- 1、施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2、施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第47条 施設は、施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第48条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第49条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに厚生労働省令等の法令の定めるところによる。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成15年12月11日から施行する。
1. この規程は、平成25年10月1日から施行する。
1. この規定は、令和3年4月1日から施行する。
1. この規定は、令和5年4月1日から施行する。
1. この規定は、令和6年4月1日から施行する。